

政令第百五十二号

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法人等」を「法人」に改める。

第一条の三の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの（同項において法人とみなされるものを除く。）」（以下本条、第五十七条、第五十七条の二及び第五十七条の四中「法人等」と総称する。）を削り、「当該法人等」を「当該法人」に改め、同条第二項中「法人等」を「法人」に改める。

第六条の十四第一項第四号中「又は法」の下に「第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、」を

、「第六項」の下に「、第七十二条の三十九の二第一項、第七十二条の三十九の四第一項」を、「第七十条の二十五第一項」の下に「、第三百二十一条の十一の二第一項、第三百二十一条の十一の三第一項」を加え、同条第二項中「第七十三条の二第九項」を「第七十三条の二第八項」に改める。

第六条の十八第一項第二号中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第六条の二十一第一項第五号中「ないことその他総務省令で定める事項」を「ないこと。」に改め、同項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第六条の二十一第二項中「前項各号」の下に「（第五号を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 法第二十条の十の規定により請求する日の三年前の日の属する会計年度前の会計年度において地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことは、第一項第五号に掲げる事項に該当しないものとする。

第七条の三の五の見出し中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「こえる」を「超える」に改め、同項第五

号中「次に掲げる者」の下に「（その者が、イからハまでに規定する外国法人の事業に係る業務を、当該外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）」を加え、同号イ中「行なう」を「行う」に改め、同号ハ中「もつぱら」を「専ら」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七条の四中「並びに第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書」を、「第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十二条第一項の表の第一号並びに第五十三条第三十三項」に、「営まれる」を「行われる」に改める。

第七条の四の五中「別表第二第一号」を「別表第二」に改める。

第七条の十五の八から第七条の十五の十までを削り、第七条の十五の十一を第七条の十五の八とし、第七条の十五の十二を第七条の十五の九とする。

第七条の十七及び第七条の十八を次のように改める。

（寄附金税額控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲）

第七条の十七 法第三十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。

一 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（以下この号及び次号において「共同募金会」という。）に対して同法第百十二条の規定により厚生労働大臣が定める期間内に支出された寄附金で、当該共同募金会がその募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの

二 社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業に要する経費に充てるために共同募金会に対して支出された寄附金（前号に該当するものを除く。）で総務大臣が定めるもの

三 日本赤十字社に対して支出された寄附金で、日本赤十字社が当該寄附金の募集に当たり総務大臣の承認を受けたもの

（寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金の特例）

第七条の十八 租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について法第三十七条の二の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「掲げる寄附金」と

あるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。）」とする。

第七条の十九第一項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改め、同条第二項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改め、「第三百十四条の七」を「第三百十四条の八」に改め、同条第三項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改め、同条第四項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第八条の九第一項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二

第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同条第二項第一号中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に、「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改める。

第八条の十第一項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第九条の九の七の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手続等）

第九条の九の八 法第五十五条の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を継続した場合であつても法第五十五条の二第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国（同条第一項に規定する条約相手国をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第五十五条の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるも

のとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第五十五条の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第六十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請手



続等)

第九条の九の九 法第五十五条の四第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第五十五条の四第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変

更するものでないとき。

2 法第五十五条の四第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第五十五条の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは

、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）  
第九条の二十第二項を次のように改める。

2 法第七十一条の五十一第一項の特別徴収義務者が同条第三項の規定による株式等譲渡所得割の還付をする場合には、その還付すべき金額に相当する金額は、次に掲げる金額から控除するものとする。

一 当該特別徴収義務者が法第七十一条の五十一第二項の規定によりその年において選択口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第二十四条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。

次項において同じ。）の譲渡（同号に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）の対価又は選択口座において処理された上場株式等（同号に規定する上場株式等をいう。次項において同じ。）の信用取引等（同号に規定する信用取引等をいう。次項において同じ。）の差金決済（同号に規定する差金決済をいう。次項において同じ。）に係る差益に相当する金額から徴収し、法第七十一条の五十一第二項に規定するその徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

二 当該特別徴収義務者が法第七十一条の三十一第二項の規定によりその年において法附則第三十五条

の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等から徴収し、同条第二項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

第九条の二十第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「株式等譲渡所得割」の下に「又は同項の源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割」を加える。

第十五条の見出しを「(収益事業の範囲)」に改め、同条中「並びに第七十二条の五第一項及び第二項」を「第七十二条の五第一項及び第二項、第七十二条の十三第二十六項並びに第七十二条の二十六第一項」に、「営まれる」を「行われる」に改める。

第二十条中「別表第二第一号」を「別表第二」に改める。

第二十条の二の十三第一項中「及び」の下に「第四項並びに」を、「第七十三条」の下に「及び第七十七条の二」を加え、「損金算入限度額」を「損金への算入限度額」に改め、同条第二項中「及び」の下に「第四項並びに」を、「第百五十五条の十三」の下に「及び第百五十五条の十三の二」を加え、「連結損金算入限度額」を「損金への算入限度額」に改める。

第二十条の二の十七第一項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に、「第二十一条の八第一項」を「第二十一条の九第一項」に、「本条」を「この条」に、「第二十一条の八、」を「第二十一条の九、」に改める。

第二十条の三第四項中「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第五項中「第百十二条第十三項及び第十四項」を「第百十二条第十四項及び第十五項」に改める。

第二十一条の三第一項中「第三十七条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「第七十三条及び」を「第七十三条、」に、「第七十四条」を「第七十三条の二、第七十四条」に、「の規定による」を「及び第七十七条の二の規定による」に、「損金算入限度額」を「損金への算入限度額」に改め、同条第二項中「及び」の下に「第四項並びに」を、「第百五十五条の十三」の下に「及び第百五十五条の十三の二」を加え、「連結損金算入限度額」を「損金への算入限度額」に改める。

第二十一条の八を第二十一条の九とし、第二十一条の七の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の二十三第二項第二号の政令で定める給付等）

第二十一条の八 法第七十二条の二十三第二項第二号に規定する政令で定める給付又は医療、介護、助産

若しくはサービスは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この条において「支援法」という。）第十四条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護（支援法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十五条の二第一項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同条第一項第五号に掲げる介護予防のうち同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。）又は出産支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十条に規定する出産支援給付をいう。）のための助産とする。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同条第二項第一号中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に、「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改める。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第三十二条の三の次に次の二条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等)

第三十二条の四 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第

三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

- 二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額を控除した金額
- 2 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を



通知した日とする。

一 相互協議（法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の二第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国（同条第一項に規定する条約相手国をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

3 法第七十二条の三十九の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

4 法第七十二条の三十九の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限

三 前号の所得割額又は付加価値割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは

、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の五 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八条第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加

価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額を控除した金額

2 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第七十二条の三十九の四第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局に当該相互協議の終

了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

3 法第七十二条の三十九の四第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

4 法第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを道府県知事に提出しなければなら

ない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びにそれらの事業年度及び納期限

三 前号の所得割額又は付加価値割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

第三十六条の二の二の見出し中「業とする者等」を「業とする者」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二の三（見出しを含む。）中「第七十三条の二第十二項」を「第七十三条の二第十一項」に改める。

第三十六条の三第五項中「独立行政法人緑資源機構、」を削る。

第三十六条の七中「(昭和二十五年法律第四百四十四号)」を削る。

第三十六条の八第一項第一号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第三十六条の九第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、「農業協同組合連合会」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会

第三十六条の九第二項第一号中「及び同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「及び前項第一号」を「並びに前項第一号及び第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する不動産

第三十六条の十第一項第一号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第三十七条の九の十の次に次の一条を加える。

(法第七十三条の四第一項第三十八号の不動産)

第三十七条の九の十一 法第七十三条の四第一項第三十八号に規定する独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍の用に供する不動産

第三十七条の十二中「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）」を「独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）」に、「同法附則第八条第二項の規定によりな



おその効力を有することとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）を「旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）」に改め、同条各号中「、独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項並びに同法附則第八条第二項」を「並びに独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項」に改める。

第三十七条の十六第一号中「第三十九条の三の二」を「第三十九条の三」に改める。

第三十八条第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は民法第三十四条の社団法人で農業の振興を目的とするもの（社員の全部が地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会であるものに限る。）」を削る。

第三十九条の三を削る。

第三十九条の三の二第二項中「から第四号まで」を「又は第三号」に改め、同条を第三十九条の三とし、第三十九条の三の三を第三十九条の三の二とする。

第三十九条の七の二第一号中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下本号において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三第一項第二号ロ」を「同項第二号ロ」に改め、「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二号中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下本号において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第二号」を「同項第二号」に改める。

第三十九条の八中「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十項」に改める。

第四十七条中「並びに第二百九十六条第一項ただし書及び第二項ただし書」を「、第二百九十六条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第三百十二条第一項の表の第一号」に改める。

第四十八条の七第一項中「、第七条の十五の十の規定は租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を

受ける財産の贈与又は遺贈について法第三百十四条の二第一項第五号の四の規定の適用がある場合における同号に規定する寄附金の額について」を削り、同条第二項中「、法第三百十四条の二第一項第五号の四に規定する政令で定める寄附金は第七条の十五の九に規定する寄附金とし」を削り、「第七条の十五の十一」を「第七条の十五の八」に改め、同条第三項中「第七条の十五の十二」を「第七条の十五の九」に改める。

第四十八条の八及び第四十八条の九を次のように改める。

#### 第四十八条の八 削除

（寄附金税額控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲等）

第四十八条の九 法第三百十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める寄附金は、第七条の十七各号に掲げる寄附金とする。

2 第七条の十八の規定は、租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について法第三百十四条の七の規定の適用がある場合における同条の規定の適用について準用する。

第四十八条の九の二第一項中「第三百十四条の七」を「第三百十四条の八」に改め、同条第二項中「第

三十七条の二」を「第三十七条の三」に、「第三百十四条の七」を「第三百十四条の八」に改め、同条第三項中「第三百十四条の七」を「第三百十四条の八」に、「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改め、同条第四項から第八項までの規定中「第三百十四条の七」を「第三百十四条の八」に改める。

第四十八条の九の三第一項及び第三項第一号中「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に改める。

第四十八条の九の八の前の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）」に改め、同条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第四十八条の九の十中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等）

第四十八条の九の十一 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年

法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の三第一項による老齢年金を含む。次条第一号において同じ。)

二 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という。)第一条の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による老齢年金及び通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(次条において「旧厚生年金保険法」という。)による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関

する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（次条において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）（次条において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

六 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（次条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

2 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号

。次条において「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金

二 移行農林年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。次条において同じ。）のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

3 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該年度の初日の属する年の一月一日以後引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者
- 二 当該年度分の老齢等年金給付の年額が十八万円未満である者その他の当該市町村の行う介護保険の介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
- 三 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

四 前三号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

（特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位）

第四十八条の九の十二 同一の特別徴収対象年金所得者について、次に掲げる老齢等年金給付が二以上ある場合における法第三百二十一条の七の四第一項（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を徴収させるべき一の老齢等年金給付は、次の各号の順序に従い、先順位の老齢等年金給付とする。

- 一 国民年金法による老齢基礎年金
- 二 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 三 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 四 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 五 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- 六 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（前号に掲げる年金を除く。）
- 七 移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金又は通算退職年金



八 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

九 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

(市町村と年金保険者との間における通知の方法)

第四十八条の九の十三 法第三百二十一条の七の三及び第三百二十一条の七の七第四項(法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による年金保険者から市町村への通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合においては、当該各号に定める者を経由して行うものとする。

一 特定年金保険者(社会保険庁長官及び地方公務員共済組合(全国市町村職員共済組合連合会を含む。以下この条及び次条において同じ。))以外の年金保険者をいう。次項において同じ。) 社会保険

庁長官

二 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会

2 法第三百二十一条の七の五第一項及び第三百二十一条の七の七第二項(これらの規定を法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による市町村から年金保険者へ

の通知は、年金保険者が次の各号に掲げる者である場合においては、当該各号に定める者を經由して行うものとする。

- 一 特定年金保険者 社会保険庁長官
- 二 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定に規定する通知の方法に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例）

第四十八条の九の十四 法第三百二十一条の七の六（法第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による支払回数割特別徴収税額又は支払回数割仮特別徴収税額の市町村への納入は、年金保険者が地方公務員共済組合である場合においては、地方公務員共済組合連合会を經由して行うものとする。

第四十八条の十五の二の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等）

第四十八条の十五の三 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国（同条第一項に規定する条約相手国をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手

国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第三百二十一条の十一の二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の十一の二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納

期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請手続等）

第四十八条の十五の四 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 相互協議を継続した場合であつても法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二 相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三 租税特別措置法第六十八条の八十八の二第一項に規定する法人税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額を変更するものでないとき。

2 法第三百二十一条の十一の三第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3 法第三百二十一条の十一の三第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、連結親法人（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）が同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一 当該猶予を受けようとする対象連結法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び

納期限又は同項に規定する更正若しくは決定により納付すべき法人税割額並びにその事業年度及び納

期限

三 前号の法人税割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四 当該猶予を受けようとする金額が五十万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第

十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは

、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担

保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

第四十九条の二の二第一項第二号中「第五十一条の十六の二第三号」の下に「、第五十一条の十六の四

第三号」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十九条の十二第一項第一号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改

める。

第四十九条の十三第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、「農業協同組合連合会」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会

第四十九条の十三第二項第一号中「及び同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「及び前項第一号」を「並びに前項第一号及び第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する固定資産

第四十九条の十五第一項第一号及び第五十条の五中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第五十一条の十中「第五号」を「第六号」に改める。



第五十一条の十五の九の次に次の一条を加える。

(法第三百四十八条第二項第四十四号の固定資産)

第五十一条の十五の十 法第三百四十八条第二項第四十四号に規定する独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する固定資産

二 宿舍の用に供する固定資産

第五十一条の十六の二第二項を削る。

第五十一条の十六の三第二項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。  
る。

第五十一条の十六の四第二項を削る。

第五十二条の十の十一（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第二十九項」を「第三百四十九条の三第二十五項」に改める。

第五十二条の十の十二（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十一項」を「第三百四十九条の三第二十七項」に改める。

第五十二条の十の十三（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十二項」を「第三百四十九条の三第二十八項」に改める。

第五十二条の十の十四（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十三項」を「第三百四十九条の三第二十九項」に改める。

第五十二条の十の十五を削る。

第五十二条の十の十六（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十五項」を「第三百四十九条の三第三十項」に改め、同条を第五十二条の十の十五とする。

第五十二条の十の十七（見出しを含む。）中「第三百四十九条の三第三十七項」を「第三百四十九条の三第三十二項」に改め、同条を第五十二条の十の十六とする。

第五十四条の十八第一項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同項第七号中「本号」を「この号」に改め、「割合（）」の下に「生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二

号)による改正前の」を加え、「又は同法」を「又は独立行政法人農畜産業振興機構法」に、「第十条第一項第二号」を「第十条第二号」に改め、同条第二項第四号中「第十条第一項第二号」を「第十条第二号」に、「同条第一項第二号」を「同条第二号」に改める。

第五十四条の十九の見出しを「(法第五百八十六条第二項第八号の契約等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「、分収林特別措置法」の下に「(昭和三十三年法律第五十七号)」を加え、同項を同条第二項とする。

第五十四条の二十一から第五十四条の二十三までを次のように改める。

第五十四条の二十一から第五十四条の二十三まで 削除

第五十四条の二十六の二及び第五十四条の二十八から第五十四条の二十九までを削り、第五十四条の三十を第五十四条の二十八とし、第五十四条の三十の二を第五十四条の二十九とし、第五十四条の三十一を第五十四条の三十とし、第五十四条の三十一の二を第五十四条の三十一とする。

第五十四条の三十四第一項第一号中「第七十三条の二第十一項」を「第七十三条の二第十項」に改め、同項第二号中「第七十三条の二第十二項」を「第七十三条の二第十一項」に改め、同項第九号中「本号」

を「この号」に改め、同条第二項第二号中「本項」を「この項」に改め、同項第三号中「第七十三条の第十二項」を「第七十三条の二第十一項」に改める。

第五十四条の四十五第二項第二号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第四項第四号イ中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一十号）」を加える。

第五十四条の五十一第二項中「本項」を「この項」に改める。

第五十六条の三の三中「定める者は」の下に「、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの」を加える。

第五十六条の二十二中「営まれる」を「行われる」に、「含む。以下本条において同じ。」又は民法第三十四条の法人で学校法人が構成員若しくは出資者であるもの」を「含む。」に改める。

第五十六条の四十一第二号中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を削る。

第五十六条の五十三中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十六条の五十四中「大規模野菜低温貯蔵庫及び」を削り、「、総務省令」を「総務省令」に改める。

第五十六条の八十八の二の見出しを「(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)」に改め、同条第一項中「第七百三条の四第十七項」を「第七百三条の四第十二項」に、「五十六万円」を「四十七万円」に改め、同条第二項中「第七百三条の四第二十六項」を「第七百三条の四第三十項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七百三条の四第二十一項に規定する政令で定める金額は、十二万円とする。

第五十六条の八十九第一項中「被保険者」の下に「及び特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項第二号イ(1)中「一般被保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八条の二に規定する被保険者以外の国民健康保険の被保険者をいう。)」を「被保険者」に改め、同条第四項中「の数」を「及び特定同一世帯所属者の数」に改める。

第五十六条の八十九の二第二項中「(昭和三十四年法律第四百十一号)」、「(昭和三十三年法律第百

二十八号)」及び「(昭和三十七年法律第百五十二号)」を削り、同項第一号中「老齡基礎年金」の下に「(同法附則第九条の三第一項による老齡年金を含む。次条第一号において同じ。)」を加え、「並びに同法附則第九条の三第一項による老齡年金」を削り、同項第六号中「(次条において「旧国共済法」という。)」及び「(昭和三十三年法律第百二十九号)」を削り、「による退職年金」を「(次条において「旧国共済法等」という。)」による退職年金」に改め、同項第八号中「(次条において「旧地共済法」という。)」及び「(昭和三十七年法律第百五十三号)」を削り、「による退職年金」を「(次条において「旧地共済法等」という。)」による退職年金」に改め、同条第二項第一号中「(昭和十四年法律第七十三号)」を削り、同項第三号中「平成十三年法律第百一号。」を削り、同条第三項第一号中「当該世帯主」を「当該世帯主の老齡等年金給付の年額(当該年度分の老齡等年金給付の額の総額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。次号及び第五十六条の八十九の八第一項において同じ。)」が十八万円未満である場合その他の当該世帯主」に改め、同項第二号中「当該年度分の老齡等年金給付の額の総額として総務省令で定めるところにより算定した額(第五号及び第五十六条の八十九の八第一項において「老齡等年金給付の年額」という。)」を「老齡等年金給付の年額」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同

項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第五十六条の八十九の三第五号、第十三号、第二十号、第二十一号、第二十三号及び第二十五号中「旧国共済法」を「旧国共済法等」に改め、同条第三十六号、第三十八号及び第四十号中「旧地共済法」を「旧地共済法等」に改める。

第五十六条の八十九の八第一項中「第五十六条の八十九の二第三項第四号及び第五号に掲げる場合に該当するもの」を「当該老齢等年金給付の年額が十八万円未満である者及び介護保険法第三百三十四条第一項第二号に掲げる者」に改め、「国民健康保険法」の下に「（昭和三十三年法律第九十二号）」を加える。

第五十七条（見出しを含む。）、第五十七条の二（見出しを含む。）及び第五十七条の四（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

附則第三条の二の次に次の一条を加える。

（公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の住所の特例）

第三条の二の三 法附則第三条の二の四第一項の規定により同項に規定する公益法人等に道府県民税の所得割を課する場合における当該公益法人等の住所は、当該公益法人等の主たる事務所又は事業所の所在

地にあるものとする。

2 法附則第三条の二の四第二項の規定により同項に規定する公益法人等に市町村民税の所得割を課する場合における当該公益法人等の住所は、当該公益法人等の主たる事務所又は事業所の所在地にあるものとする。

附則第四条の四の次に次の一条を加える。

(第七条の十八の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規定の適用に関する読替え)

第四条の五 第七条の十八(第四十八条の九第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における法附則第五条の五の規定の適用については、同条第一項中「寄附金」とあるのは、「寄附金(租税特別措置法第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち、同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の金額で同法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額に相当する部分を除く。次項において同じ。)」とする。



附則第五条の四中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に改める。

附則第六条の二に次の一項を加える。

5 法附則第九条第十四項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する大口供給を行うガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第十二項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十四項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

附則第六条の十六第四項第一号中「又は農業協同組合連合会」を「、農業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「附則第十条第七項及び第八項」を「附則第十条第五項及び第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十条第九項」を「附則第十条第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十条第十項」を「附則第十条第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第十条第十一項」を「附則第十条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の三項を加える。

9 法附則第十条第十項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する鉄道再生実施計画（同条第四項の規定による届出がされたものに限

る。 ) に基づき同法第二条第十号に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 宿舎の用に供する不動産

二 職員の福利及び厚生の用に供する不動産

三 他の者に貸し付ける不動産（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。）

四 私人のための専用側線の用に供する不動産

10 法附則第十条第十一項に規定する独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号口に規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

11 法附則第十条第十二項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十五条の三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業

を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち第九項各号に掲げるもの以外のものとする。

附則第六条の十七第一項中「第三十六条の二の二第一項」を「第三十六条の二の二」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

附則第七条第一項中「、森林組合連合会又は民法第三十四条の社団法人で農業の振興を目的とするもの（社員の全部が地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会であるものに限る。）」を「又は森林組合連合会」に改め、同条第二項中「附則第十一条第三項第一号」を「附則第十一条第二項第一号」に改め、同条第三項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第五項」に改め、同条第四項中「附則第十条第八項」を「附則第十一条第六項」に改め、同条第五項及び第六項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第七項」に改め、同条第七項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第八項」に改め、同条第八項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十項」に改め、同条第九項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十項」に改め、同条第十項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項第三号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め

、同条第十一項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同条第十四項及び第十五項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同条第十六項中「附則第十一条第十七項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同条第十七項及び第十八項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同条第十九項及び第二十項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第十六項」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同条第二十三項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十項」に改め、同条第二十四項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同条第二十五項及び第二十六項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同条第二十七項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同条第二十八項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同条第二十九項を削り、同条第三十項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条に次の五項を加える。

30 法附則第十一条第二十九項に規定する周産期医療のための施設で政令で定めるものは、分べん室その他の助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものとする。

31 法附則第十一条第三十項に規定する政令で定めるところにより計算した地上階数は、建築物の階数（建築基準法施行令第二条第一項第八号に定めるところにより算定した階数をいう。）から地階（同令第一条第二号に規定する地階をいう。）の階数を控除した階数とする。

32 法附則第十一条第三十項に規定する政令で定める住宅以外の用途は、次に掲げる用途（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途を除く。）とする。

一 事務所

二 店舗

三 ホテル又は旅館

四 料理店

五 駐車場（自転車駐車場を含む。）

六 病院又は診療所

七 会館又は公会堂

八 展示場、劇場又は映画館

九 遊技場

十 公衆浴場

十一 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの

十二 スポーツ施設で総務省令で定めるもの

33 法附則第十一条第三十二項に規定する家屋で政令で定めるものは、第四十九条の九に規定する文部科学大臣が定める家屋とする。

34 法附則第十一条第三十四項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するため専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める不動産は、当該施設の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

附則第十条の三第一項中「独立行政法人緑資源機構が直接独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項」を「独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項」に、「次に掲げる固定資産」を「同号ロに規定する農業用排水施設及びその用に供する土地」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

6 法附則第十四条第四項に規定する独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、同号ロに規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

附則第十一条第七項を削り、同条第八項中「次に掲げる償却資産」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第五号、第七号及び第八号に規定する廃油の焼却施設、廃プラスチック類の破碎施設及び廃プラスチック類の焼却施設で総務省令で定めるもの」に、「償却資産を当該事業」を「これらの施設を当該事業」に、「償却資産に」を「これらの施設に」に、「償却資産を除く」を「ものを除く」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし

、同条第十一項中「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項から第十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十七項第三号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を削り、同条第十九項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に、「民法第三十四条の財団法人」を「公益財団法人」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条



第二十五項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十七項を削り、同条第三十八項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五

条第二十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項第三号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益

財団法人」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十四項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第四十二項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第六十項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第四十六項」を「

附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第五十項」を「附則第十五条第四十六項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第五十一項」を「附則第十五条第四十七項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第四十八項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十項中「附則第十五条第四十九項」を「附則第十五条第五十二項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十二項中「附則第十五条第五十三項」を「附則第十五条第四十九項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第五十四項」を「附則第十五条第五十項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第五十五項」を「附則第十五条第五十一項」に、「第二十一項」を「第十九項」に、「財団法人」を「公益財団法人」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第五十七項」を「附則第十五条第五十三項

」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第五十七項」を「附則第十五条第五十三項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条に次の一項を加える。

73 法附則第十五条第六十一項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

附則第十一条の二第二項第二号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改める。

附則第十二条第一項第一号中「附則第十六条第一項」を「附則第十五条の六第一項」に改め、同項第七号中「三十五平方メートル」を「三十五平方メートル）」に改め、同条第二項中「附則第十六条第一項」を「附則第十五条の六第一項」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「附則第十六条第一項」を「附則第十五条の六第一項」に改め、「第二項」の下に「並びに第十五条の七第一項及び第二項」を加え、同条第六項中「附則第十六条第二項」を「附則第十五条の六第二項」に改め、同条第七項中「附則第

十六条第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同条第八項中「附則第十六条第三項及び第四項」を「附則第十五条の八第一項及び第二項」に改め、同項各号中「附則第十六条第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同条第九項中「附則第十六条第三項又は第四項」を「附則第十五条の八第一項又は第二項」に改め、同条第十一項中「附則第十六条第三項の固定資産税額の算定」を「附則第十五条の八第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額」に、「専ら人の居住の用に供する」とあるのは「その全部が専ら住居として貸家の用に供される」を「別荘の用に供する部分を有しない」とあるのは「その全部が貸家の用に供されるもので、別荘の用に供する部分を有しない」に改め、同条第十二項中「附則第十六条第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同条第十三項から第十五項までの規定中「附則第十六条第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改め、同条第十六項から第二十項までの規定中「附則第十六条第五項」を「附則第十五条の八第三項」に改め、同条第二十一項中「附則第十六条第六項」を「附則第十五条の八第四項」に改め、同条第二十二項中「附則第十六条第七項」を「附則第十五条の八第五項」に、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同条第二十三項から第二十六項までの規定中「附則第十六条第八項」を「附則第十五条の九第一項」に改め、同条第二十七項中「附則第十六条第十一

項」を「附則第十五条の九第四項」に改め、同条第二十八項中「附則第十六条第十一項に規定する政令」を「附則第十五条の九第四項に規定する政令」に改め、同項第一号中「附則第十六条第十一項」を「附則第十五条の九第四項」に、「改修工事」を「居住安全改修工事」に改め、同条第二十九項及び第三十項中「附則第十六条第十一項」を「附則第十五条の九第四項」に改め、同条第三十一項中「附則第十六条第十一項」を「附則第十五条の九第四項」に改め、「固定資産税額」の下に「（同条第九項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用する前の額とする。）」を加え、同条第三十二項及び第三十三項中「附則第十六条第十二項」を「附則第十五条の九第五項」に改め、同条第三十四項中「附則第十六条第十二項」を「附則第十五条の九第五項」に改め、「専有部分税額」の下に「（同条第十項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用する前の額とする。）」を加え、同条第三十五項を同条第四十二項とし、同条第三十四項の次に次の七項を加える。

35 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める家屋は、第二十七項各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

36 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める改修工事は、国土交通大臣が総務大臣と協議して

定める改修工事であつて、当該改修工事に要した費用の額が三十万円以上であるものとする。

37 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定める熱損失防止改修住宅は、次に掲げる熱損失防止改修住宅とする。

一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修住宅

二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修住宅

38 法附則第十五条の九第九項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（同条第四項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあつては、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

39 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める専有部分は、第三十二項各号に掲げる要件のすべ



てに該当するものとする。

40 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定める熱損失防止改修専有部分は、次に掲げる熱損失防止改修専有部分とする。

- 一 特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修専有部分
- 二 特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える熱損失防止改修専有部分

41 法附則第十五条の九第十項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、当該熱損失防止改修専有部分に係る専有部分税額（同条第五項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用する前の額とする。）に、特定居住用部分の床面積（特定居住用部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあつては、当該特定居住用部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）の当該熱損失防止改修専有部分の床面積に対する割合（特定居住用部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額とする。

附則第十二条の二第十二項及び第十四項中「附則第十六条（第四項を除く。）」を「附則第十五条の六

から第十五条の九まで」に、「同条の規定」を「これらの規定」に改め、同条第十五項中「第十九項」の下に、「第二十三項及び第二十七項」を加え、同条第二十三項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「第十九項」の下に、「第二十三項及び第二十七項」を加え、「前項」を「第二十一項、第二十五項及び前項」に、「第十四項」を「第十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項の次に次の八項を加える。

22 法附則第十六条の二第十五項に規定する政令で定める区域は、平成十九年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。

23 第十三項の規定は法附則第十六条の二第十五項に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十五項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

24 法附則第十六条の二第十六項に規定する政令で定める区域は、第二十二項に規定する区域とする。

25 第十六項の規定は法附則第十六条の二第十六項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十六項に規定する政令で定める部分について準用する。

26 法附則第十六条の二第十七項に規定する政令で定める区域は、平成十九年新潟県中越沖地震による災

害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。

27 第十三項の規定は法附則第十六条の二第十七項に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十七項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

28 法附則第十六条の二第十八項に規定する政令で定める区域は、第二十六項に規定する区域とする。

29 第十六項の規定は法附則第十六条の二第十八項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十八項に規定する政令で定める部分について準用する。

附則第十四条の五第三項第九号中「幹線道路の沿道の整備に関する法律」の下に「(昭和五十五年法律第三十四号)」を加える。

附則第十六条の二の八第四項中「収集、運搬若しくは」を削る。

附則第十六条の二の九の見出しを「(法附則第三十二条の八の施設)」に改め、同条第一項中「附則第三十二条の八第一項」を「附則第三十二条の八」に改め、「特定農産加工業経営改善臨時措置法」の下に

「(平成元年法律第六十五号)」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十六条の二の十の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六条の二の十一 法附則第三十三条の二第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

<p>法第四十五条の二第一項第一号</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額</p>
<p>第七条の二第二項</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額 (以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)</p>
<p>第七条の三第二項、第七条の三の四第二項及び第七条の十三</p>	<p>山林所得金額</p>	<p>山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得の金額</p>

2

法附則第三十三條の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七條の九第二号ホ	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額
第七條の十一	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得の金額

法第二百十五條	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）
法第三百十七條及び第三百	若しくは山林所得金額 又は山林所得金額	若しくは山林所得金額若しくは租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額 若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配

第十七条の二第一項第一号		当所得の金額
第四十六条の二第二項	山林所得金額	山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）
第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項及び第四十八条の六	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に係る配当所得の金額
第四十八条の三第二号ホ	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額
第四十八条の五の二	又は山林所得金額	若しくは山林所得金額又は上場株式等に係る配当所得の金額

附則第十八条第一項第一号後段、第二号後段及び第三号後段並びに第六項第一号後段、第二号後段及び

第三号後段を削る。

附則第十八条の三を次のように改める。

### 第十八条の三 削除

附則第十八条の四第三項中「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に、  
「附則第三十五条の二の三第一項」を「附則第三十五条の二の四第一項」に改め、同条第六項中「附則第三十五条の二の六第十項」を「附則第三十五条の二の六第十八項」に、「第三十五条の三第十六項」を「第三十五条の三第十四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収等の特例）

第十八条の四の二 道府県民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等（法附則第三十五条の二の五第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この条において同じ。）に係る配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座（法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この条において同じ。）ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。第十項において同じ。）に係る配当所得の金

額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額を計算することにより行うものとする。

- 2 第九条の二十第一項の規定は、法附則第三十五条の二の五第二項の規定により読み替えて適用される法第七十一条の三十一第二項に規定する政令で定める場合及び政令で定める日について準用する。この場合において、第九条の二十第一項第一号中「選択口座（法第二十四条第一項第七号に規定する選択口座をいう。以下この条」とあるのは「源泉徴収選択口座（法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項」と、「金融商品取引業者等（法第七十一条の五十一第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「特別徴収義務者」と、「当該選択口座」とあるのは「当該源泉徴収選択口座」と、「金融商品取引業者等の営業所」とあるのは「特別徴収義務者の営業所」と、同項第二号から第五号までの規定中「選択口座」とあるのは「源泉徴収選択口座」と、同項第二号及び第三号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特別徴収義務者」と読み替えるものとする。

- 3 法附則第三十五条の二の五第三項の規定は、前項において準用する第九条の二十第一項第一号又は第



二号に掲げる場合に該当することとなつたことにより源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき配当割の額の計算をする場合には、適用しない。

4 法附則第三十五条の二の五第三項の場合において、当該道府県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に当該特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に法第七十一条の三十一第二項の規定により既に徴収した道府県民税の配当割の額が法附則第三十五条の二の五第三項の規定を適用して計算した道府県民税の配当割の額に満たないときは、当該特別徴収義務者は、当該満たない部分の金額に相当する配当割を徴収して納入することを要しない。

5 第二項において読み替えて準用する第九条の二十第一項第一号に規定する営業の譲渡を受けた特別徴収義務者又は同項第二号に規定する資産及び負債の移転を受けた特別徴収義務者（第八項及び第九項において「移管先の特別徴収義務者」という。）が、当該譲渡又は移転により移管を受けた源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等につき、法附則第三十五条の二の五第三項及び前項の規定により当該移管を受けた日の属する年中に徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合又は同

条第四項の規定により還付すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合には、これらの規定に規定する源泉徴収選択口座内配当等の額及び既に徴収した配当割の額には、当該営業の譲渡をした特別徴収義務者（第八項において「移管元の特別徴収義務者」という。）が交付したこれらの規定に規定する源泉徴収選択口座内配当等の額及び既に徴収した配当割の額を含めて、これらの規定を適用するものとする。

6 法附則第三十五条の二の五第三項第一号に規定する政令で定める金額は、その年中にした源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡につき法附則第三十五条の二の四第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済（法第二十四条第一項第七号に規定する差金決済をいう。次項において同じ。）に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の二の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡をいう。次項において同じ。）による事業所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。

7 法附則第三十五条の二の五第三項第二号に規定する政令で定める金額は、その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき法附則第三十五条の二の四第二項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同条第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除することができない金額とする。

8 移管先の特別徴収義務者が第五項の譲渡又は移転により移管を受けた源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等につき法附則第三十五条の二の五第四項の規定による道府県民税の配当割の還付をする場合には、当該源泉徴収選択口座に係る移管元の特別徴収義務者が交付した源泉徴収選択口座内配当等につき法第七十一条の三十一第二項の規定により徴収した道府県民税の配当割の額に相当する金額は、当該移管を受けた日の属する年の当該移管先の特別徴収義務者に係る第九条の二十第二項各号に掲げる金額から控除するものとする。

9 第九条の二十第三項及び第四項の規定は、前項の移管先の特別徴収義務者が同項の規定による控除をする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定を」とあるのは「附則第十八条の四の二第八項の規定を」と、第一項の金融商品取引業者等が前項」とあるのは「同項の移管先の特別徴収義務者が同項」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該移管先の特別徴収義務者」と、同条第四項中「金融商品取引業者等」とあるのは「移管先の特別徴収義務者」と、「選択口座」とあるのは「法附則第三十五条の二の五第二項に規定する源泉徴収選択口座」と、「第二項」とあるのは「附則第十八条の四の二第八項」とする。

10 市町村民税の所得割に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額の計算は、当該所得割の納税義務者が有するそれぞれの源泉徴収選択口座ごとに、当該源泉徴収選択口座に係る源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額を計算することにより行うものとする。

附則第十八条の五の見出し中「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第一項を削り、同条

第二項第一号中「第四項まで」を「第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「譲渡所得等の金額」の下に「（第四項第二号及び第六項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」を加え、「（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の三第三項の規定の適用を受けようとする金額がある場合には、当該適用を受けようとする金額を控除した金額）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十三項」を「第十五項」に、「第二項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法附則第三十五条の二の六第五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第七項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合においては、前年の株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には

、その適用後の金額）及び法附則第三十三條の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下この号において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得の金額から控除する。

三 法第三十二條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五條の二の六第五項の規定による控除を行った後、法第三十二條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

附則第十八條の五第十九項中「前三項」を「第二十一項から前項まで」に、「附則第三十五條の二の六第七項又は第十項」を「附則第三十五條の二の六第十五項又は第十八項」に改め、同項の表法第三百十三條第三項の項中「第二十五條の十一の二第十一項第一号」を「第二十五條の十一の二第十九項第一号」に、「附則第三十五條の二の六第十項」を「附則第三十五條の二の六第十八項」に改め、同表法第三百十三條第六項の項、法第三百十三條第八項の項及び法第三百十三條第十一項の項中「附則第三十五條の二の六第十項」を「附則第三十五條の二の六第十八項」に改め、同表法第三百十七條の二第一項の項中「若しく

は同条第九項に規定する純損失」及び「同条第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に、「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改め、同表法第三百十七条の二第一項第六号の項中「第三百十七条の二第一項第六号」を「第三百十七条の二第一項第七号」に、「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改め、同表法第三百十七条の二第三項の項中「又は同条第九項に規定する純損失若しくは」及び「同条第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に、「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改め、同表第四十八条の九の二第八項の項中「附則第三十五条の二の六第十項」を「附則第三十五条の二の六第十八項」に改め、同条第十九項を同条第二十六項とし、同条第十八項中「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に、「次の各号に掲げる規定」を「附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号第一号」に、「当該各号に掲げる」を「同号の」に、「第三十七条の十二の二第一項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十六項中「附則第三

十五條の二の六第七項又は第十項」を「附則第三十五條の二の六第十五項又は第十八項」に、「附則第三十五條の二の六第十項」を「附則第三十五條の二の六第十八項」に改め、同項を同條第二十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

22 法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同條第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十三條の二第七項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四條の二

二 法附則第三十三條の二第七項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三條の三第四項及び第五項第一号

三 法附則第三十五條の六の規定により読み替えて適用される法第七百三條の四第六項から第八項まで、第七百三條の五及び第七百六條の二

四 附則第十六條の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十五條各号列記以外の部分、第三百十七條及び第三百十七條の二第一項第一号



五 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 附則第十八条の九の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十九第二項第二号イ

23 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十五条第一号に規定する租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、同号の規定にかかわらず、同法第三十七条の十二の二第一項又は第六項の規定の適用後の金額とする。

附則第十八条の五第十五項を同条第二十項とし、同条第十四項中「附則第三十五条の二の六第十項」を「附則第三十五条の二の六第十八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第十一項各号」を「第十三項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の三項を加える。

16 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十六項に

規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項及び第十九項第二号において同じ。）の控除については、次に定めるところによる。

一 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額が前年前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も前の年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次控除する。

二 前年前三年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下この号において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る配当所得の金額から控除する。

三 法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除が行われる場合には、まず、法附則第三十五条の二の六第十五項の規定による控除を行った後、法第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）の規定による控除を行う。

17 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

18 法附則第三十五条の二の六第十六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第十五項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

附則第十八条の五第十二項中「附則第三十五条の二の六第八項」を「附則第三十五条の二の六第十二項」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「(第十六項第二号及び第十八項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)」を加え、「(当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用を受けようとする金額がある場合には、当該適用を受けようとする金額を控除した金額)」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「附則第三十五条の二の六第八項に規定する上場株式等の譲渡をした」を「附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をした」に改め、同項第一号

中「附則第三十五条の二の六第八項」を「附則第三十五条の二の六第十二項」に、「第十三項まで」を「第十五項まで及び第十八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を削り、同条第九項中「前二項」を「前三項」に、「附則第三十五条の二の六第一項又は第四項」を「附則第三十五条の二の六第五項又は第八項」に改め、同項の表法第三十二条第三項の項中「第二十五条の十一の二第十一項第一号」を「第二十五条の十一の二第十九項第一号」に、「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同表法第三十二条第六項の項、法第三十二条第八項の項及び法第三十二条第十一項の項中「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同表法第四十五条の二第一項の項中「若しくは同条第九項に規定する純損失」及び「同条第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に、「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改め、同表法第四十五条の二第一項第六号の項中「第四十五条の二第一項第六号」を「第四十五条の二第一項第七号」に、「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改め、同表法第四十五条の二第三項の項中「又は同条第九項に規定する純損失若しくは」及び「同条第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に、「附則第三十五条の二の六第

一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改め、同表第七条の十九第七項の項中「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「附則第三十五条の二の六第一項又は第四項」を「附則第三十五条の二の六第五項又は第八項」に、「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第一項又は第五項の規定の適用後の金額とする。

一 法附則第三十三条の二第三項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条

二 法附則第三十三条の二第三項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第一項及び第二項第一号

三 附則第十六条の二の十一第一項の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第一項第一号

四 附則第十六条の二の十一第一項の規定により読み替えて適用される第七条の二第二項、第七条の三第二項、第七条の三の四第二項、第七条の九第二号ホ、第七条の十一及び第七条の十三

附則第十八条の五第六項を同条第八項とし、同条第五項中「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

6 法附則第三十五条の二の六第六項に規定する控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、上場株式等の譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のうち、第三項に規定する特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。

附則第十八条の六第一項第一号中「第二十二項」を「第十七項」に改め、同条第三項中「第三十七条の

十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改め、同条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第六項中「附則第三十五条の二の六第一項の規定の適用を受けようとする金額」を「附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」に、「当該適用を受けようとする金額」を「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」に改め、同条第七項中「第二十八項」を「第二十三項」に改め、同条第八項から第十項までの規定中「第二十一項」を「第十六項」に改め、同条中第十四項から第十八項までを削り、第十九項を第十四項とし、第二十項を第十五項とし、同条第二十一項の表法第四十五条の二第一項の項中「若しくは同条第九項に規定する純損失」及び「同条第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に改め、同表法第四十五条の二第一項第六号の項中「第四十五条の二第一項第六号」を「第四十五条の二第一項第七号」に改め、同表法第四十五条の二第三項の項中「又は同条第九項に規定する純損失若しくは」及び「同条第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に改め、同条第二十一項を同条第十六項とし、同条第二十二項中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十三項中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、

同条第二十四項中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に、「同条第十六項」を「同条第十四項」に、「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十五項中「附則第三十五条の三第十三項の規定による特定株式」を「附則第三十五条の三第十一項の規定による特定株式」に、「第三十三項第二号」を「第二十八項第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第二十項とし、同条第二十六項中「附則第三十五条の三第十四項に規定する特定株式」を「附則第三十五条の三第十二項に規定する特定株式」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十二項」に改め、同項第三号中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第九項」に改め、「第二十三項各号」を「第十八項各号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十七項中「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十二項」に、「附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用を受けようとする金額」を「附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」に、「当該適用を受けようとする金額」を「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」に改め



、同項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「第二十六項各号」を「第二十一項各号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「第二十二項から第四十三項まで」を「第十七項から第三十三項まで」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項中「第二十二項から第四十三項まで」を「第十七項から第三十三項まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十一項中「第二十二項から第四十三項から第四十三項まで」を「第十七項から第三十三項まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項を同条第二十七項とし、同条第三十三項中「附則第三十五条の三第十六項」を「附則第三十五条の三第十四項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十四項を同条第二十九項とし、同条第三十五項から第三十九項までを削り、同条第四十項中「附則第三十五条の三第十三項又は第十六項」を「附則第三十五条の三第十項又は第十四項」に、「附則第三十五条の三第十六項」を「附則第三十五条の三第十四項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第四十一項中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十二項中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十二項中「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十項」に、「次の各号に掲げる規定」を「附則第十八条第十項の規定により読み替えて

適用される法第三百十五條第一号」に、「当該各号に掲げる」を「同号の」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第四十三項中「附則第三十五條の三第十三項又は第十六項」を「附則第三十五條の三第十一項又は第十四項」に改め、同項の表法第三百十三條第三項の項、法第三百十三條第六項の項、法第三百十三條第八項の項及び法第三百十三條第十一項の項中「附則第三十五條の三第十六項」を「附則第三十五條の三第十四項」に改め、同表法第三百十七條の二第一項の項中「若しくは同条第九項に規定する純損失」及び「、同条第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に、「附則第三十五條の三第十三項」を「附則第三十五條の三第十一項」に改め、同表法第三百十七條の二第一項第六号」を「第三百十七條の二第一項第七号」に、「附則第三十五條の三第十三項」を「附則第三十五條の三第十一項」に改め、同表法第三百十七條の二第三項の項中「又は同条第九項に規定する純損失若しくは」及び「、同条第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に、「附則第三十五條の三第十三項」を「附則第三十五條の三第十一項」に改め、同表第四十八條の九の二第八項の項中「附則第三十五條の三第十六項」を「附則第三十五條の三第十四項」に改め、同条第四十三項を同条第三十三項とする。

附則第十八条の八第一項中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第三十条の五第一項」を「附則第三十五条の五」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第十八条の九 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

附則第十九条から第二十一条までの規定中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例）

第二十一条の二 法附則第三十八条に規定する退職被保険者等所属市町村における第五十六条の八十九の規定の適用については、同条第二項第二号イ(1)中「被保険者に」とあるのは、「一般被保険者（国民健

康保険法附則第七条に規定する退職被保険者等以外の国民健康保険の被保険者をいう。」に」とする。

附則第二十三条第一項中「附則第十一条第七十四項」を「附則第十一条第七十項」に改め、同条第二項中「民法第三十四条の財団法人」を「公益財団法人」に、「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第十九項に規定する指定法人及び同項」に、「指定した財団法人」を「指定した公益財団法人」に改める。附則に次の一条を加える。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十四条 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第七条第十項第三号、附則第十一条第十六項第三号、第十九項、第四十八項第三号及び第七十項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

2 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税に係る次の表の上欄に掲げる規定の

適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十九条の十二 第一項第一号</p>	<p>公益社団法人又は 公益財団法人</p>	<p>公益社団法人又は公益財団法人、移行一般社団法人等（法附則第四十一条第十一項に規定する移行一般社団法人等をいう。次項、次条及び第四十九条の十五において同じ。）</p>
<p>第四十九条の十二 第二項</p>	<p>固定資産（</p>	<p>固定資産（移行一般社団法人等に係るものにあつては、当該移行一般社団法人等に係る設立登記（法附則第四十一条第十一項に規定する設立登記をいう。次条第二項及び第四十九条の十五第二項において同じ。）の日の前日において同号の規定の適用があつたもの）に限り、</p>
<p>第四十九条の十三 第一項第二号及び 第四十九条の十五 第一項第一号</p>	<p>公益社団法人又は 公益財団法人</p>	<p>公益社団法人又は公益財団法人、移行一般社団法人等</p>

<p>第四十九条の十三 第二項及び第四十 九条の十五第二項</p>	<p>掲げる固定資産</p>	<p>掲げる固定資産（移行一般社団法人等に係るものにあつては、当該移行一般社団法人等に係る設立登記の日の前日において同号の規定の適用があつたものに限る。）</p>
---	----------------	---

3 法附則第四十一条第十一項第二号に規定する政令で定める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。

4 法附則第四十一条第十一項第五号に規定する移行一般社団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該研究の用に供する固定資産のうち第五十条の五各号に掲げるもの以外のものとする。

5 法附則第四十一条第十一項第六号に規定する政令で定める寄宿舎は、第五十一条の八各号に掲げる要件に該当する寄宿舎とする。

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第二条 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。  
第一条の表中「茨城県東茨城郡小川町」を「茨城県小美玉市」に改める。

第一条の四第八号中「、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十四条」を削り、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第九号中「第五十五条第一項」を「第五十四条の二第一項」に改める。

附則第八項を次のように改める。

（国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第四条の施設に係る法律第二条第二項第八号の固定資産の特例）

8 平成二十二年度分及び平成二十三年度分の市町村交付金に係る第一条の四第八号の規定の適用については、同号中「若しくは雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条」とあるのは、「、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条若しくは国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）附則第四条」とする。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る法律第二条第二項第八号の固定資産の特例）

9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第一条の四第八号の規定を適用する。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第五十六条の三の三の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第一条中地方税法施行令第七条の十五の八から第七条の十五の十までを削り、同令第七条の十五の十の十一を同令第七条の十五の八とし、同令第七条の十五の十二を同令第七条の十五の九とする改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第七条の十九、第四十八条の七、第四十八条の八、第四十八条の九、



第四十八条の九の二、第四十八条の九の三、第四十八条の九の八の前の見出し、同条及び第四十八条の九の十の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、同令第五十六条の四十一第二号の改正規定、同令第五十六条の八十九の二第一項の改正規定（同項第一号の改正規定、同項第六号の改正規定（「昭和三十三年法律第二百二十九号」を削る部分を除く。）及び同項第八号の改正規定（「昭和三十三年法律第二百五十三号」を削る部分を除く。）を除外。）並びに同条第二項の改正規定並びに同令附則第三条の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第四条の四の次に一条を加える改正規定、同令附則第十八条の五第九項の表法第四十五条の二第一項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同表法第四十五条の二第三項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同表法第四十五条の二第三項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同表法第三百七十七条の二第一項第六号の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）、同表法第三百七十七条の二第一項第六号の改正規定（「附則第三十五条の二の六」

第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）、同表法第三百十七条の二第三項の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の六第二十一項の表法第四十五条の二第一項の項、法第四十五条の二第一項第六号の項及び法第四十五条の二第三項の項の改正規定、同条第四十三項の表法第三百十七条の二第一項の項の改正規定（「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める部分を除く。）、同表法第三百十七条の二第一項第六号の項の改正規定（「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める部分を除く。）、並びに同表法第三百十七条の二第三項の項の改正規定（「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める部分を除く。） 平成二十一年四月一日

三 第一条中地方税法施行令第九条の二十の改正規定並びに同令附則第十六条の二の十の次に一条を加える改正規定、同令附則第十八条の四第三項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第十項」を「附則第三十五条の二の六第十八項」に改める部分に限る。）、同条の次に一条を加える



二の二第十一項」に改める部分に限る。）、同条第二十七項の改正規定（「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十二項」に改める部分を除く。）並びに同令附則第十八条の八の次に一條を加える改正規定並びに附則第三条第五項及び第八項から第十二項まで、第七条第六項、第九項及び第十項並びに第十一条第二項の規定並びに附則第十三条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第二条の四第六項及び第八項の改正規定（「第十八条の六第三十三項第一号」を「第十八条の六第二十八項第一号」に改める部分に限る。）並びに同令第二条の五の改正規定を除く。） 平成二十二年一月一日

四 第一条中地方税法施行令附則第十八条及び第十八条の三の改正規定、同令附則第十八条の四第三項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の五第十八項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に、「第三十七条の十二の二第二項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の六第四項の改正規定、同条第二十五項の改正規定（同項第三号を削り、同項第三号を同項第二号とする部分に限る。）並びに同条第四十二項の改正規定（「附則

第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第三項、第四項、第七項及び第十三項から第十九項まで並びに第七条第四項、第五項、第八項及び第十一項から第十七項までの規定 平成二十二年四月一日

五 第一条中地方税法施行令第七条の四の五及び第二十条の改正規定、同令第二十一条の三第一項の改正規定（「第七十四条」を「第七十三条の二、第七十四条」に改める部分に限る。）、同令第三十六条の八第一項第一号の改正規定、同令第三十六条の九第一項第一号の改正規定（「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める部分に限る。）、同令第三十六条の十第一項第一号及び第四十九条の十二第一項第一号の改正規定、同令第四十九条の十三第一項第一号の改正規定（「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める部分に限る。）並びに同令第四十九条の十五第一項第一号、第五十条の五、第五十一条の十六の三第二項及び第五十四条の四十五第二項第二号の改正規定並びに同令附則第七条第十項第三号の改正規定、同条に五項を加える改正規定（同条第三十四項に係る部分に限る。）、同令附則第十一条第十七項第三号の改正規定、同条第二十一項の改正規定（「民法第三十四条の財団法人」を「公益財団法人」に改める部分に限る。）、同条第五十二項第三

号の改正規定、同条第七十四項の改正規定（「財団法人」を「公益財団法人」に改める部分に限る。）  
、同条に一項を加える改正規定、同令附則第十一条の二の改正規定、同令附則第二十三条第二項の改正  
規定（「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第十九項に規定する指定法人及び同項」に改める  
部分を除く。）並びに同令附則に一条を加える改正規定並びに第二条中国有資産等所在市町村交付金法  
施行令第一条の四第八号の改正規定（「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「  
公益社団法人又は公益財団法人」に改める部分に限る。）及び同令附則第九項を同令附則第十項とし、  
同令附則第八項の次に一項を加える改正規定並びに附則第六条第三項、第八条第三項及び第十二条第二  
項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平  
成二十年十二月一日）

六 第一条中地方税法施行令第五十一条の十の改正規定 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正  
する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

七 第一条中地方税法施行令附則第六条の十六に三項を加える改正規定（同条第十一項に係る部分に限る  
。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号

）の施行の日

八 第一条中地方税法施行令附則第七条に五項を加える改正規定（同条第三十三項に係る部分に限る。）

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法施行令附則第十二条第三項から第五項までの改正規定（「第二項」の下に「並びに第十五条の七第一項及び第二項」を加える部分に限る。） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（

平成二十年法律第 号）の施行の日

（納税証明事項に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第六条の二十一の規定は、

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする地方税法第二十条の十の規定による請求について適用し、施行日前にした同条の規定による請求については、なお従前の例による。

（個人の道府県民税に関する経過措置）

第三条 新令第七条の十七各号に掲げる寄附金については、総務大臣は、同条の規定の例により、附則第一

条第二号に定める日前においても承認し、又は定めることができる。

2 平成二十年度分及び平成二十一年度分の個人の道府県民税に係る地方税法施行令附則第十八条第一項の規定の適用については、同項第一号中「法附則第三十五条の三第八項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第八項」とする。

3 新令附則第十八条第一項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十八条の六第四項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十八条の六第六項の規定は、平成二十一年一月一日以後に行う譲渡により生ずる特定株式に係る譲渡損失の金額（地方税法附則第三十五条の三第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行った譲渡により生じた特定株式に係る譲渡損失の金額については、なお従前の例による。



6 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定に基づく第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十八条の六第十四項から第十八項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十六項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第十五項中「附則第十八条第一項後段又は附則第十八条の三第二項若しくは第三項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百五十二号）附則第三条第七項、第十四項又は第十五項」とする。

7 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第一項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額



係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。

8 改正法附則第三条第十二項の規定の適用がある場合における新令附則第十六条の二の十一第一項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十三条の二第一項」とあるのは、「附則第三十三条の二第一項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十二項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

9 改正法附則第三条第十六項に規定する控除した金額として政令で定める金額は、同項の道府県民税の配当割の納税義務者が源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）において有する同条第十七項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等（同条第十五項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める金額から当該源泉徴収選択口座において計算された同条第十六項各号に掲げる金額の合計額（以下この項において「損失の金額」という。）を控除した金額とする。この場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等のうちに同条第十七項第一号に規定する少額配当等と同項第二号に規定する少額配当等以外の配当等とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該少額配当等以外の配当等の額の総額から

控除するものとする。

10 新令附則第十八条の四の二第三項から第五項までの規定は、改正法附則第三条第十六項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、これらの規定中「法附則第三十五条の二の五第三項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十六項」と、同条第五項中「同条第四項」とあるのは「法附則第三十五条の二の五第四項」と読み替えるものとする。

11 新令附則第十八条の四の二第六項の規定は改正法附則第三条第十六項第一号に規定する政令で定める金額について、新令附則第十八条の四の二第七項の規定は改正法附則第三条第十六項第二号に規定する政令で定める金額について準用する。

12 改正法附則第三条第十七項第一号に規定する政令で定めるものは、同項の道府県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける同号に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）で前年中に同一の支払者から受けるべき金額が一万円以下であるものとする。この場合において、当該上場株式等の配当等のうちに源泉徴収選択口座内配当等（その者が二以上の源泉徴収選択口座において源泉徴収選択口座内配当等を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収

選択口座内配当等)に該当するものと当該源泉徴収選択口座内配当等以外の上場株式等の配当等に該当するものがある場合にはこれらの上場株式等の配当等はそれぞれ異なる支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等であるものとみなし、当該上場株式等の配当等のうちに異なる銘柄の上場株式等に係る上場株式等の配当等で同一の支払者から支払を受けるべきものがある場合には当該上場株式等の配当等はそれぞれ異なる支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等であるものとみなす。

13 改正法附則第三条第二十二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得の基因となる上場株式等(同項に規定する上場株式等をいう。以下この項、第十五項及び第十六項において同じ。)の譲渡(同条第二十二項の規定の適用がある同項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十五項及び第十六項において同じ。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

14 前項の場合において、第七項の規定は、改正法第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額

があるときについて準用する。この場合において、第七項中「又は公開等特定株式に係る雑所得の金額（「とあるのは「若しくは公開等特定株式に係る雑所得の金額（「と、（「があるときは」とあるのは「）又は上場株式等に係る譲渡所得の金額（同項第五号に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ。）若しくは上場株式等に係る雑所得の金額（同項第八号に規定する上場株式等に係る雑所得の金額をいう。以下同じ。）があるときは」と、「譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額が」とあるのは「若しくは公開等特定株式に係る雑所得の金額が」と、「事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額」とあるのは「事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る事業所得の金額及び上場株式等に係る雑所得の金額」と、「又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額」とあるのは「若しくは公開等

特定株式に係る譲渡所得の金額又は上場株式等に係る事業所得の金額若しくは上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、「及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額」とあるのは「及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る事業所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

15 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中にした新令附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十第三項又は第四項の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となった同条第三項又は第四項に規定する事由に基づく株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項及び次項において「株式等の譲渡」という。）のうち上場株式等の譲渡がある場合において、次の各号に掲げる損失の金額があるときは、当該損失の金額は、前項の規定により読み替えて適用される第七項の規定により読み替えて適用される新令附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びに第十三項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及

び雑所得の金額の計算上、当該各号に定めるところにより控除する。

一 次に掲げる事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。

イ 公開等特定株式に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、上場株式等に係る事業所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る事業所得の金額から控除する。

ロ 上場株式等に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る事業所得の金額から控除する。

ハ 一般株式等に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る事業所得の金額から控除する。

二 次に掲げる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。

イ 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、上場



株式等に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。

ロ 上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。

ハ 一般株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。

三 次に掲げる雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。

イ 公開等特定株式に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、上場株式等に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る雑所得の金額から控除する。

ロ 上場株式等に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定

株式に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る雑所得の金額から控除する。

ハ 一般株式等に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る雑所得の金額から控除する。

16 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公開等特定株式に係る事業所得の金額 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第八項の規定の適用がある株式等の譲渡（以下この項において「公開等特定株式の譲渡」という。）による事業所得の金額をいう。

二 上場株式等に係る事業所得の金額 上場株式等の譲渡（公開等特定株式の譲渡に該当するものを除く。以下この項において同じ。）による事業所得の金額をいう。

三 一般株式等に係る事業所得の金額 株式等の譲渡（公開等特定株式の譲渡に該当するもの及び上場株式等の譲渡に該当するものを除く。以下この項において「一般株式等の譲渡」という。）による事業所

得の金額をいう。

四 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額 公開等特定株式の譲渡による譲渡所得の金額をいう。

五 上場株式等に係る譲渡所得の金額 上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいう。

六 一般株式等に係る譲渡所得の金額 一般株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいう。

七 公開等特定株式に係る雑所得の金額 公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう。

八 上場株式等に係る雑所得の金額 上場株式等の譲渡による雑所得の金額をいう。

九 一般株式等に係る雑所得の金額 一般株式等の譲渡による雑所得の金額をいう。

17 改正法附則第三条第二十二項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第五項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二十二項の規定により適用される場合を含む。）」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二十二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等

に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

18 改正法附則第三条第二十二項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の五第四項の規定の適用については、同項第二号中「から控除する」とあるのは、「から控除する。この場合において、当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二十二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

19 改正法附則第三条第二十二項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の六第四項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは、「控除するものとし、前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の法附則第三十五条の三第三項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律

第二十一号) 附則第三条第二十二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

(法人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第四条 新令第七条の三の五(新令第四十六条の四の規定により適用される場合を含む。)の規定は、平成二十年四月一日(法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十六号) 附則第二十五条第二項の規定の適用を受けた外国法人にあつては、施行日)から適用する。

(事業税に関する経過措置)

第五条 新令第十条の二の規定により適用される新令第七条の三の五の規定及び新令第二十一条の八の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以

後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令第三十八条第一号の規定は、施行日の翌日以後の家屋の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、旧令第三十八条第一号に規定する社団法人が同号に規定する資金の貸付けを受けて同日前に同号に定める家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。）第三十四条の法人による不動産の取得であつて附則第一条第五号に定める日前に行われたものに対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第七条 平成二十年度分及び平成二十一年度分の個人の市町村民税に係る地方税法施行令附則第十八条第六

項の規定の適用については、同項第一号中「法附則第三十五条の三第十八項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第十八項」とする。

2 施行日から平成二十一年十二月三十一日までの間における地方税法施行令附則第十八条の五第十二項の規定の適用については、同項中「附則第三十五条の三第十三項」とあるのは、「附則第三十五条の三第十一項」とする。

3 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における新令附則第十八条の六第二十項の規定の適用については、同項第二号中「附則第三十五条の三第十三項」とあるのは、「附則第三十五条の三第十一項」とする。

4 新令附則第十八条第六項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十八条の六第二十項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十八条の六第二十二項の規定は、平成二十一年一月一日以後に行う譲渡により生ずる特定株式に係る譲渡損失の金額（新法附則第三十五条の三第十一項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行った譲渡により生じた特定株式に係る譲渡損失の金額については、なお従前の例による。

7 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定に基づく旧令附則第十八条の六第三十五項から第三十九項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三十七項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第三十六項中「附則第十八条第六項後段又は附則第十八条の三第六項若しくは第七項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百五十二号）附則第七条第八項、第十二項又は第十三項」とする。

8 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十



八項及び第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第六項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第七条第十四項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額（同項第七号に規定する公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第二号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうちには、公開等特定株式に係る事業所得の金額（平成二十年改正令附則第七条第十四項第一号に規定する公開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第三号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合におい

て、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。

9 改正法附則第八条第十項の規定の適用がある場合における新令附則第十六条の二の十一第二項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十三条の二第五項」とあるのは、「附則第三十三条の二第五項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

10 改正法附則第八条第十四項第一号に規定する政令で定めるものは、同項の市町村民税の所得割の納税義務者が支払を受ける同号に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）で前年中に同一の支払者から受けるべき金額が一万円以下であるものとする。この場合において、当該上場株式等の配当等のうちに源泉徴収選択口座内配当等（同条第十四項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この項において同じ。）（その者が二以上の源泉徴収選択口座（同条第十四項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項において同じ。）において源泉徴収選択口座内配当等を有

する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等）に該当するものと当該源泉徴収選択口座内配当等以外の上場株式等の配当等に該当するものがある場合にはこれらの上場株式等の配当等はそれぞれ異なる支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等であるものとみなし、当該上場株式等の配当等のうちに異なる銘柄の上場株式等に係る上場株式等の配当等で同一の支払者から支払を受けるべきものがある場合には当該上場株式等の配当等はそれぞれ異なる支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等であるものとみなす。

11 改正法附則第八条第十九項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得の基因となる上場株式等（同項に規定する上場株式等をいう。以下この項、第十三項及び第十四項において同じ。）の譲渡（同条第十九項の規定の適用がある同項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十三項及び第十四項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

12 前項の場合において、第八項の規定は、新法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所

得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときに、第八項中「又は公開等特定株式に係る雑所得の金額（）」とあるのは「若しくは公開等特定株式に係る雑所得の金額（）」とあるときは「（）」又は上場株式等に係る譲渡所得の金額（同項第五号に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ。）若しくは上場株式等に係る雑所得の金額（同項第八号に規定する上場株式等に係る雑所得の金額をいう。以下同じ。）があるときは」と、「譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額（）」とあるのは「若しくは上場株式等に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る雑所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額（）」とあるのは「若しくは上場株式等に係る雑所得の金額（同項第二号に規定する上場株式等に係る事業所得の金額をいう。以下同じ。）若しくは上場株式等に係る雑所得の金額（）」とあるのは「事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額」とあるのは「事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る事業所得の金額及び上場株式等に係る雑所得の金額」と、「又は公開等特定株式に係る譲渡所得

の金額」とあるのは「若しくは公開等特定株式に係る譲渡所得の金額又は上場株式等に係る事業所得の金額若しくは上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、「及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額」とあるのは「及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る事業所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

13 市町村民税の所得割の納税義務者が前年中にした新令附則第十八条第六項に規定する株式等の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十第三項又は第四項の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となった同条第三項又は第四項に規定する事由に基づく株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項及び次項において「株式等の譲渡」という。）のうち上場株式等の譲渡がある場合において、次の各号に掲げる損失の金額があるときは、当該損失の金額は、前項の規定により読み替えて適用される第八項の規定により読み替えて適用される新令附則第十八条第六項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びに第十一項

に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上、当該各号に定めるところにより控除する。

一 次に掲げる事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。

イ 公開等特定株式に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、上場株式等に係る事業所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る事業所得の金額から控除する。

ロ 上場株式等に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る事業所得の金額から控除する。

ハ 一般株式等に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る事業所得の金額から控除する。

二 次に掲げる譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。

イ 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、上場株式等に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。

ロ 上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。

ハ 一般株式等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。

三 次に掲げる雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。

イ 公開等特定株式に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、上場株式等に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る雑所得の金額から控除する。

ロ 上場株式等に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、一般株式等に係る雑所得の金額から控除する。

ハ 一般株式等に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、上場株式等に係る雑所得の金額から控除する。

14 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公開等特定株式に係る事業所得の金額 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項の規定の適用がある株式等の譲渡（以下この項において「公開等特定株式の譲渡」という。）による事業所得の金額をいう。

二 上場株式等に係る事業所得の金額 上場株式等の譲渡（公開等特定株式の譲渡に該当するものを除く。以下この項において同じ。）による事業所得の金額をいう。

三 一般株式等に係る事業所得の金額 株式等の譲渡（公開等特定株式の譲渡に該当するもの及び上場株



式等の譲渡に該当するものを除く。以下この項において「一般株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額をいう。

四 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額 公開等特定株式の譲渡による譲渡所得の金額をいう。

五 上場株式等に係る譲渡所得の金額 上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいう。

六 一般株式等に係る譲渡所得の金額 一般株式等の譲渡による譲渡所得の金額をいう。

七 公開等特定株式に係る雑所得の金額 公開等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいう。

八 上場株式等に係る雑所得の金額 上場株式等の譲渡による雑所得の金額をいう。

九 一般株式等に係る雑所得の金額 一般株式等の譲渡による雑所得の金額をいう。

15 改正法附則第八条第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第十項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十五条の二第六項」とあるのは「附則第三十五条の二第六項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十九項の規定により適用される場合を含む。）」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）」

と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十九項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

16 改正法附則第八条第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の五第十六項の規定の適用については、同項第二号中「から控除する」とあるのは、「から控除する。この場合において、当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十九項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

17 改正法附則第八条第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の五第二十五項並びに第

十八条の六第二十項及び第三十二項の規定の適用については、新令附則第十八条の五第二十五項及び第十八条の六第三十二項中「附則第十八条第十項」とあるのは「附則第十八条第十項（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百五十二号）附則第七条第十五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）」と、新令附則第十八条の六第二十項第一号中「控除する」とあるのは「控除するものとし、前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の法附則第三十五条の三第十一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十九項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第八条 新令第四十九条の十三の規定は、平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新令第五十一条の十五の十、附則第十条の三第一項及び第六項並びに附則第十二条の二第二十二項から第二十九項までの規定は、平成二十年四月一日から適用する。

3 新令第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第十一条第十六項第三号、第九項、第四十八項第三号及び第七十項並びに附則第十一条の二第二項第二号の規定は、平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧民法第三十四条の法人に係る固定資産に対して課する平成二十年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第九条 新令第五十六条の三の三の規定は、附則第一条第一号に定める日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用する。

(事業所税に関する経過措置)

第十条 次項に定めるものを除き、新令の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度の法人の事業及び平成二十年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に對して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業並びに平成二十年前の年分の個人の事業及び平成二十年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十六条の二の八第四項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了する事業年度の法人の事業及び平成二十年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、旧令附則第十六条の二の八第四項に規定する施設に係る事業所等（地方税法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業のうち、同日前に終了した事業年度の法人の事業並びに平成二十年前の年分の個人の事業及び平成二十年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十一条 次項に定めるものを除き、新令の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十年度以後の年

度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十八条の九の規定は、平成二十二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法施行令(第三項において「旧交付金法施行令」という。)第一条の四第八号に掲げる施設に係る平成二十一年度までの年度分の国有資産等所在市町村交付金(以下この条において「市町村交付金」という。)については、なお従前の例による。

2 旧民法第三十四条の法人が国から経営の委託を受けたことにより無償で使用する施設に係る平成二十一年度までの年度分の市町村交付金については、なお従前の例による。

3 旧交付金法施行令附則第八項に規定する固定資産に係る平成十九年度までの年度分の市町村交付金については、なお従前の例による。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項及び第四項中「第十八条の五第五項第一号」を「第十八条の五第七項第一号」に改め、同条第六項及び第八項中「第十八条の五第十四項第一号」を「第十八条の五第十九項第一号」に、「第十八条の六第三十三項第一号」を「第十八条の六第二十八項第一号」に改める。

第二条の五中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三条の四第十一項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。）」を加える。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第二条の五の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（改正法の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における改正法の施行に關し必要な経過措置）

第十五条 新法第七十三条の十四第六項の規定は、改正法の公布の日の翌日（以下「適用日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項第二号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付けを受けて適用日前に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 適用日前の旧法第七十三条の二十四第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得及び旧法附則第十一条第三十項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十二条第二項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十二条の二第二項の規定は、適用日以後に地方税法第七百条の三第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同法第七百条の四第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは



は輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同法第七百条の三第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

5 改正法附則第二十条の二の規定による改正法附則の規定の読替は、次の表のとおりとする。

読み替える改正法の規定	読み替えられる字句			読み替える字句		
	附則第三条第二項			公布の日（		
	施行の日（	施行の日の前日	公布の日	公布の日	公布の日	公布の日
附則第四条第一項	読み替えられる字句			読み替える字句		
	、施行日以後及び施行日			、平成二十年四月一日以後及び同日		
	、施行日前	及び施行日	及び同日	及び同日	及び同日	及び同日
附則第四条第七項	施行日			平成二十年四月一日		

附則第五条第一項	、施行日以後	、平成二十年四月一日以後
及び施行日	及び同日	及び同日
、施行日前	、同日前	、同日前
附則第五条第五項	施行日以後	平成二十年四月一日以後
施行日前	同日前	同日前
附則第五条第七項	施行日	平成二十年四月一日
附則第六条第一項	施行日以後	平成二十年四月一日以後
施行日前	同日前	同日前
附則第六条第二項	施行日	新法第七十三条の二第二項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する

附則第十八条第二項	附則第十五条	附則第十四条	附則第十二条第一項	附則第十条第四項及び第五項	附則第九条第一項	附則第八条第二項	
施行日	施行日前 施行日以後	施行日前	施行日以後	次項に定める	施行日	、施行日前 及び施行日 、施行日以後	施行の日の前日
適用日	同日前	平成二十年四月一日以後	同日前	平成二十年四月一日以後	別段の定めがある	適用日	、同日 、同日 及び同日 、平成二十年四月一日以後
							公布の前日
							請負人からの譲渡について適用し、適用日



## 理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税について、寄附金控除の対象となる寄附金の範囲及び公的年金からの特別徴収制度の実施に関し必要な事項を定めるほか、不動産取得税、固定資産税等に係る非課税措置及び課税標準の特例措置等について細目を定めるとともに、公益法人制度改革に対応した所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。